

23川監公第6号

平成23年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年11月25日付け22川監公第11号で公表した定期監査（工事監査）、平成22年12月10日付け22川監公第15号で公表した定期監査及び同日付22川監公第16号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市教育委員会委員長及び川崎市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同		奥	宮	京子
同		東		正則
同		石	川	建二

23川総行革第139号
平成23年6月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年12月10日付け22川監報第10号で報告の提出がありました定期監査（財政援助団体等監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度定期監査（財政援助団体等監査）結果に対する措置状況

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

（1）補助金の執行手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

学校法人聖マリアンナ医科大学への補助金の支出決定手続において、決裁区分が誤って手続されていたものがあった。

市は、補助金の支出に当たっては適正に執行手続を行われたい。

[措置内容]

川崎市事務決裁規程に定められた決裁区分で適正に執行を行うよう改善しました。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 財務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）において、プロジェクターの購入に係る契約書は存在せず、会計規則に基づく事務処理が適正に行われていなかった。

また、会計規則に基づく固定資産台帳への記録も行われておらず、平成21年度決算書において固定資産として計上されていなかった。

市は、国際交流協会に対し、会計規則に基づく適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、固定資産を適正に計上し、正確な決算書を作成するよう併せて指導されたい。

[措置内容]

国際交流協会に対し、平成21年度の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について訂正を指導し、訂正が完了したことを確認しました。

また、経理処理を適正かつ円滑に行うための契約書の様式に関する規定等の整備を指導しました。

(財団法人川崎市国際交流協会)

(2) 補助金の交付等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

国際交流協会の平成21年度の実績報告書をみたところ、申請時と比較して一定限度を超える経費配分の変更があったにもかかわらず、補助事業者は変更申請書を提出していなかった。

また、市は、補助事業等の変更などに伴う収支の変動があったにもかかわらず、当初交付決定した金額のまま補助金の額を確定していた。

市は、補助事業等の変更に当たっては、国際交流協会に対して、交付要綱に沿った手続を行うよう指導されたい。また、市は、補助金の額の確定に当たっては、補助対象事業の効果、収支等を的確に把握するとともに、交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）に基づき適切に措置されたい。

[措置内容]

交付要綱に定められた変更申請を経ないで補助金を充当したものについて、返納額を算出し、市へ返納させました。

また、補助金が適正に執行されているかを判断するに当たって、総括表の書式を見直すとともに、事業の進捗状況を前もって適正に把握できるよう、毎月、国際交流協会から定期的に報告を受ける場において、補助事業の変更や中止に伴う収支の変動が見込まれる場合についても報告を受けることで運用の見直しを図りました。今後は、補助金の交付手続に当たっては適切に審査を行うことを徹底します。

(財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

(3) 契約事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

国際交流協会への外国人相談窓口事業の委託に係る委託契約書等で返納規定の適用条件を明示していないにもかかわらず、適用条件を相談窓口が開設できなかった場合のみとして、返納規定を適用していなかった。

また、この契約に係る支出について、返納規定があり債務金額が確定していな

いにもかかわらず、前金払で支出していた。

市は、契約内容の整理を行うとともに、支出方法の見直し及び規定の適用条件の明確化を行うなど、契約書の見直しを検討されたい。

[措置内容]

平成21年度外国人相談窓口委託事業について、委託料のうち発生した残額を市へ返納させました。

また、平成22年度の委託契約書における返納規定の見直しを行いました。

(総務局国際施策調整室)

(4) 運用指針に基づく会計処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

公益法人の設立許可及び指導監督基準についての運用に当たっての具体的、統一的な指針を定めた「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）」

(以下「運用指針」という。)によると、貸借対照表の計上科目である引当資産については「法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。」とされている。

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会（以下「地域福祉協会」という。）の引当資産である法人特別引当資産についてみたところ、引当の目的が単に将来に備えるためとされるのみで、資金使途が特定されておらず、支出の予定が明確となっていなかった。

市は、地域福祉協会に対して、運用指針に基づく会計処理を行うよう指導されたい。

[措置内容]

法人特別引当資産については、法人に対して、運用指針に基づく会計処理を行うよう指導を実施し、当該法人において、財務の専門家の意見等を踏まえ、当該法人特別引当資産の処理について検討を進めているところです。

また、当該法人は平成23年3月に策定した「川崎市新たな行財政改革プラン」において、他団体との統合を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決めていくので、その趣旨を踏まえ、当該法人の方向性に合致した内容で検討を行っていきます。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(5) 会計処理規程に基づく事務処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

地域福祉協会の財産管理や計算書類の作成手続等において、会計処理規程で備えることとされている物品台帳が整備されていなかったほか、会計処理規程で、監事の監査に付した後に理事会へ報告することとされている計算書類の一部について、これらの手続が行われていなかった。また、会計処理規程附則で別に定めることとされている会計処理規程細則が定められていなかった。

市は、地域福祉協会に対して、会計処理規程に基づく事務処理を行うよう指導されたい。

[措置内容]

物品台帳は平成22年度分が整備されていることを確認しました。過年度分についても順次整備していくよう指導しています。また、計算書類については、会計処理規程に基づき、監事の監査に付した後、理事会へ報告するよう指導し、平成23年5月開催の理事会から改善が図られたことを確認しました。会計処理規程細則は既に制定され、平成23年4月1日から施行されていることを確認しました。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(6) 補助金の交付手続について適正を期すべきもの

[指摘の要旨]

地域福祉協会に対する「障害者ふれあいショップ運営費補助金」について、補助金交付申請額の算出内訳書をみたところ、補助対象経費の一部が所要額を超えて申請されているにもかかわらず、交付申請額のとおり、補助金が交付されていた。

市は、補助金の交付手続に当たっては、交付申請額の算定に誤りがないか適正に審査を行うよう注意されたい。

[措置内容]

所要額を超えた補助金については、市へ返納させました。また、今後は、補助金交付申請に当たって適正な申請額で申請することを指導するとともに、補助金の交付手続に当たっては適切に審査を行うことを徹底します。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(7) 委託事業の実施に当たり適正を期すべきもの

[指摘の要旨]

市は、「在宅心身障害児(者)地域活動事業」及び「障害者ふれあい製品振興事業」について、地域福祉協会に対して、委託実施しているが、これら委託事業のそれぞれの委託契約書及び実施要綱において、委託事業の実施内容が具体的に示されていなかった。

これらの事業報告書等では、障害者の親の会の新年懇談会経費補助、懇親旅行などが実施された事業内容となっていた。また、実施したとされる事業の中に誤って地域福祉協会の自主事業が含まれているものもあった。

市は、委託事業の内容について具体的かつ明確に規定するなど委託契約書及び実施要綱の見直しを行うとともに、委託契約書等に基づく検査確認を徹底するなど適正に事業を実施されたい。

[措置内容]

指摘事項について、地域活動促進事業及び知的障害児（者）本人部会活動事業における一部の事業については、社会通念に照らして適正であり、疑義のないように内容を見直しました。

今後も、委託事業の実施に当たっては、内容の明確化とともに、その目的、事業内容等について市の事業としてふさわしいものであるかを具体的に検証していきます。

(財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(8) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項として、次の事例があった。

[指摘の要旨]

ア 市の所有に属する備品の管理を適切に行うべきもの

廃棄等による不存在のため備品整理簿と照合できなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、備品の現物との照合、備品シールの貼付け、備品整理簿の整理などを行いました。今後は適切な管理に努めます。

(総務局国際施策調整室、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 事業報告書における収支報告について改善すべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体（以下「共同事業体」という。）から市に提出された川崎市国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）の収支報告書をみたところ、共同事業体としての収支報告書ではなく、代表団体である国際交流協会の国際交流センター事業の収支計算書等が提出されていた。

市は、事業の正確な収支を把握するためにも、指定管理者に対して、適切な収支報告を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、平成22年度の収支報告から共同事業体として収支報告をするよう指導し、提出させました。

（財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体）

（総務局国際施策調整室）

（2）適正な事業報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

株式会社日本保育サービスから市に提出された川崎市宮前平保育園の事業計画書及び事業報告書についてみたところ、基本協定書等で規定されている「個人情報保護についての対応」及び「地域及び関係機関との連携」について、年度当初に提出されていた事業計画書にはそれぞれの実施予定活動が記載されていたにもかかわらず、事業報告書には記載がなかった。

市は、指定管理の管理運営状況について、正確に把握し、適切に指導を行う必要があることから、適正な事業報告を求められたい。

[措置内容]

事業計画書に記載のある「個人情報保護についての対応」及び「地域及び関係

機関との連携」について、事業者から報告書を改めて提出させるとともに、計画書と報告書の項目上で対応していない部分があったため、平成22年度以降の様式から改めました。

(株式会社日本保育サービス)

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

(3) 指定管理業務の実績確認等について改めるべきもの

社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会から市に提出された川崎市中原老人福祉センターの事業報告書等についてみたところ、次のような事例があったので、効率的効果的な履行の確保という観点を踏まえた実績確認等を行うよう改められたい。

ア 事業報告書等の提出を求めるべきもの

[指摘の要旨]

基本協定書によると、事業報告書等については9月末及び年度末の年2回、指定管理者から市に対して提出することとされていたが、市は9月末分の事業報告書等の提出を求めていなかった。

市は、基本協定書に従い、指定管理者に対して提出を求めるよう改められたい。

イ 事業報告及び評価の内容を改めるべきもの

[指摘の要旨]

事業計画書において定められた講座及び行事等の実施状況についてみたところ、計画どおり実施されていない事例があった。

また、市が事業報告書の提出を受けて行っている指定管理業務に対する評価及び指導の内容をみたところ、計画と実績との比較検証などが行われていなかった。

市は、指定管理者に対して、事業報告に当たっては、事業報告書に講座及び行事等について計画未達成の理由や次年度以降の対応策等を具体的に記載させるよう指導するとともに、指定管理業務の評価等に当たっては、計画の達成状況や指定管理者から示された計画未達成の理由、対応策等を踏まえて評価を行うよう改められたい。

[措置内容]

事業報告書等の提出については、基本協定書に定められたとおり提出を求め、平成23年4月提出分から改善が図られています。事業報告及び評価内容については、事業報告書に計画未達成などの理由及び対応策等を具体的に記載するよう指導し、改善が図られました。また、評価に当たってはこれらの報告を踏まえて適切に評価していくよう徹底します。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(4) 基本協定書に従い費用負担を求めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市中原老人福祉センターの施設等の維持管理についてみたところ、基本協定書によると、指定管理者が負担することとされている施設の軽微な修繕のうち、福祉センター内池ろ過槽用ポンプ補修工事について、市の予算で執行されていた。

市は、指定管理者に対して、基本協定書に従い工事費の負担を求めるよう改められたい。

[措置内容]

中原老人福祉センター内池ろ過槽用ポンプ補修工事費については、指定管理者から返納されました。

今後は適正な管理に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(5) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体から市に提出された川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の収支報告について、報酬、福利厚生費、旅費交通費及び消耗品費の一部に誤って予算額が計上されていた。

市は、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して指導されたい。

[措置内容]

指摘事項について、指定管理者から改めて修正資料の提出があり、内容が適正であることを確認しました。

今後は、収支決算内容の確認などについて指導します。

(川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体)

(6) 協定変更等の適切な手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立多摩病院の指定管理者負担金（以下「負担金」という。）に係る納付通知手続について、事前の協定変更手続を行うことなく、管理運営に関する細目協定で定める年2回の納付を1回の納付とし、2月末の納付期限を3月末として納付手続を行っていた。

市は、協定等の定めと異なる取扱いを行う場合には、協定変更等の適切な手続を行われたい。

[措置内容]

負担金の納付通知手続について、管理運営に関する細目協定に基づき、年2回で納付期限を8月末及び2月末として行うこととし、また、同協定に基づく手続

が困難となる特別な理由がある場合には、協定の変更等適正な手続を行うよう改善します。

(病院局経営企画室)

(7) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 指定管理施設の備品管理等を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア) 市からの引継備品が登載漏れ及び廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

(イ) 購入した備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

(ウ) 長期未使用の保管備品について有効活用を検討すべき事例

(エ) 協定書に基づく備品の管理台帳等が整理されていなかった事例

[措置内容]

指摘のありました備品の管理につきましては、一部を除き、適切な事務処理を行いました。その他のものにつきましても、速やかに対応を図ります。

また、長期未使用の保管備品については、他の施設などにおける有効活用を図ります。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(総務局国際施策調整室、市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、財団法人川崎港湾福利厚生協会)

イ 指定管理経費を正確に計上すべきもの

[指摘の要旨]

市に提出された収支報告に指定管理経費以外の経費が計上されていた事例

[措置内容]

収支報告に計上した額の訂正の処理を行うとともに、今後の収支報告の作成を適正に行うよう指導しました。

今後は、市として、内容について十分精査するよう努めます。

(株式会社サクセスアカデミー、財団法人川崎港湾福利厚生協会)

ウ 施設管理に当たって行うべき事務について見直すべきもの

[指摘の要旨]

市から指定管理施設の専用部分の許可を受けた者に対する指定管理者の施設管理事務が誤っていた事例

[措置内容]

備品関係と利用許可関係を明確に分けて、覚書又は協定を別個に締結するよう指導しました。

(財団法人川崎港湾福利厚生協会)

エ 指定管理施設の決算関係書類等について見直すべきもの

[指摘の要旨]

市へ提出された固定資産明細書が法人全体のものであったため、指定管理施設に係る固定資産の把握ができなかった事例

[措置内容]

指定管理者に対し、決算関係書類等の提出に当たっては、指定管理施設に係る固定資産が把握できる固定資産明細書を提出するよう指導し、平成22年度分の決算関係書類から、これまで市へ提出されていた法人全体の固定資産明細書に加えて、指定管理施設に係る固定資産が把握できる固定資産明細書が提出されております。今後は、提出内容の確認を徹底します。

(病院局経営企画室)

オ 事業報告内容の充実を図るべきもの

[指摘の要旨]

事業計画書に定めている活動内容について、その活動結果が事業報告書だけでは十分に把握できなかつた事例

[措置内容]

指摘事項について、今後は、事業報告書の中にも活動内容が十分把握できる記述を行うよう、指定管理者に対し指導し、平成22年度分から、活動内容を十分把握できる事業報告書が提出されております。また、報告内容を適正に確認するよう徹底しました。

(病院局経営企画室)

23川教庶第319号
平成23年6月20日

川崎市監査委員 松川欣起様
同 奥宮京子様
同 東正則様
同 石川健二様

川崎市教育委員会委員長 佐々木 武志

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年12月10日付け22川監報第10号で報告の提出がありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成22年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

正確な収支報告をすべきもの（川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体）

【指摘の要旨】

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体から市に提出された川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の収支報告について、会計帳簿等と照合したところ、一部に誤って予算額が計上されていた。指定管理者は、市に対して、指定管理業務経費の正確な収支状況を報告する必要がある。

市は、公の施設の管理運営状況を的確に把握する必要があり、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して指導されたい。

【措置の内容】

正確な収支状況を報告するように指定管理者を指導し、修正資料の提出を受け、指摘事項について改善されたことを確認しました。今後も過誤が生じることがないように指導していきます。